

2026 年 6 月  
(2026-23)

## 検体検査実施料の改正に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年6月の診療報酬改定により、病理組織標本作製および細胞診検査における特殊染色加算(50点)が新設されましたので、下記の通りご案内申し上げます。何卒ご了承を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ◆変更日

令和 8 年 6 月 1 日(月) ご依頼分より

#### ◆対象項目

病理組織検査・細胞診検査

#### ◆特殊染色加算について

N000 病理組織標本作製

- |                        |      |
|------------------------|------|
| 1 組織切片によるもの(1臓器につき)    | 860点 |
| 2 セルブロック法によるもの(1部位につき) | 860点 |

※特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、  
1臓器又は1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。

N004 細胞診(1部位につき)

穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの 190点

※特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、  
1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。

#### ◆実施方法

病理専門医が判定のために特殊染色が必要と判断した際に追加し、ご請求の対象とさせていただきます。

#### ◆検査報告書の保険点数表示

報告書の診療報酬情報欄に項目名「特殊染色加算」を記載いたします。

以上